

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111
ホームページ <http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/>
携帯電話版 http://www.city.shinjuku.tokyo.jp/mobile/index_mobile.html



携帯電話用
二次元コード

今号の主な内容	
2面	中小企業の方へ～商工業緊急金融融資を拡充しました
3面	介護予防体操の愛称が決定
4面	NPO活動資金助成事業
5面	みんなでつくろう！認知症になっても安心して暮らせるまち
7面	無料健康診査 (3月分)
8面	特集「区民プロデュース！イキイキまちづくり②」



しんじゅくコール
☎ (3209) 9999
(午前8時～午後10時、1/1～3を除く毎日)

税の申告はお早めに

所得税・個人事業税・住民税

所得税・個人事業税の相談・申告は2月16日(月)～3月16日(月)・サラリーマンの方の所得税還付申告は受け付けています

期限間近は窓口が大変混雑します。お早めに申告してください。

▼申告書はご自分で作成を

税務署の「申告書作成会場」では、記載方法をアドバイスしています。

▼四谷・新宿税務署で2月22日(日)・3月1日(日)も申告書を受け付けます

所得税・消費税(個人事業者)の確定申告書、贈与税の申告書作成のアドバイスを行い、申告書も受け付けます(納税はできません)。

このほかの土・日曜日、祝日は執務を行いません。

▼税理士による所得税・消費税の無料申告相談

●小規模納税者の方等が対象

【日時・会場】左表のとおり

【主催】東京税理士会四谷・新宿支部

▼消費税・地方消費税(個人事業者)の申告・納税は3月31日(火)までに

平成20年分の申告書の提出が必

住民税の申告書をお送りします

20年中に住民税(特別区民税・都民税)の申告をした方には、2月6日(金)に21年度の申告書をお送りします。申告が必要な方は、受付期間内に申告してください。

【受付日時】2月9日(月)～3月16日(月)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く。火曜日は午後7時まで)

※受付窓口は大変混雑しますので、郵送申告もご利用ください。

◆区役所で土曜日に住民税の申告を受け付けます

【受付日時】2月28日(土)午前9時～午後5時。21年度の

21年度住民税の主な変更点

寄附金控除の拡充

20年1月1日以降に支払った寄附金が対象です。

◆控除(基本控除)の見直し

①対象の拡大：都道府県や区市町村が条例で指定した法人等への寄附金も、寄附金控除の対象になります。新宿区が指定した法人は「社会福祉法人新宿区社会福祉協議会」「社会福祉法人新宿区社会福祉事業団」です。

②控除方式の変更：これまで寄附金控除額を所得から差し引いていましたが、住民税額から差し引きます。

③控除対象額の変更：寄附金控除の対象額を「10万円以上」から「5千円以上」に引き上げます。

◆地方公共団体(都道府県・区市町村)への寄附金控除の拡大(特別控除)

地方公共団体への寄附金のうち、5千円を超える部分

住民税が年金からの引落し(天引き)となる制度が始まります

年金受給者の方の納税の便を図り徴収を効率化するため、今まで納付書や口座振替でお支払いいただいていた住民税が、公的年金等からの引落し(特別徴収)となる制度が始まります。

この制度は住民税の納付

方法の変更であり、新たな税負担は生じません。

【対象となる年金】老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金ほか

【実施時期】21年10月以降に支払われる年金から

【対象】65歳以上で公的年金等を受給し、住民税を課税されている方

※次のいずれかに当てはまる方は、公的年金等からの徴収の対象になりません。①老齢基礎年金等の年額が18万円未満、②新宿区の介護保険料が年金から引落されていない、③引落しの対象となる税額を超える

【税額】公的年金等の所得に対する住民税(所得割額・均等割額)

【問合せ】区税務課第一係・第二係(本庁舎6階) ☎(5273)4107・4108

8へ。



申告に必要です
平成20年中にお支払いいただいた「社会保険料額」の確認について

「国民健康保険料」「長寿(後期高齢者)医療保険料」「介護保険料」は、お支払いいただいた全額が住民税や所得税の社会保険料控除の対象です。

お支払いいただいた額は、次の方法でご確認いただけます。

※平成20年中にお支払い方法が変わった方は、それぞれの支払額の合計金額になります。

●年金からの引落し(天引き)で支払った方

社会保険庁等から1月中旬にお送りした「公的年金等の源泉徴収票」に、平成20年中にお支払いいただいた国民健康保険料・長寿(後期高齢者)医療保険料・介護保険料を合計した金額が記載されています。

●納付書で支払った方

納付書(領収証書)でご確認ください。

●口座振替で支払った方

預(貯)金通帳や、区から12月または1月にお送りした「預金口座振替払込済通知」でご確認ください。

【問合せ】国民健康保険料：医療保険年金課国保収納係(本庁舎4階) ☎(5273)4158、長寿(後期高齢者)医療保険料：医療保険年金課高齢者医療係(本庁舎4階) ☎(5273)4562、介護保険料：介護保険課資格係(本庁舎2階) ☎(5273)4273へ。

税理士による所得税・消費税無料申告相談

～小規模納税者の方等が対象～

日程	会場
2月9日(月)・10日(火)・12日(木)	新宿消費生活センター(高田馬場4-10-2)
2月10日(火)・12日(木)・13日(金)	落合第一地域センター(下落合4-6-7)
※3センター共通 2月16日(月)・17日(火)・3月2日(月)・3日(火)	牛込笹筒地域センター(笹筒町15) 榎町地域センター(早稲田町85) 若松地域センター(若松町12-6)
2月16日(月)～18日(水)	落合第二地域センター(中落合4-17-13)
2月18日(水)～20日(金)	大久保地域センター(大久保2-12-7)
2月24日(火)～3月2日(月)(土・日曜日を除く)	区役所第1分庁舎1階ロビー(歌舞伎町1-5-1)

- 時間はいずれも午前9時30分～12時・午後1時～4時
- お車での来場はご遠慮ください。
- 昨年確定申告した方は、昨年提出した確定申告書の控えをお持ちください。
- 譲渡所得のある方、税理士に依頼している方はご遠慮ください。